

# 入札公告

「令和4年度 第73回奈良県美術展覧会」運営業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

令和4年9月2日

奈良県美術展覧会実行委員会 委員長 上山好庸



## 第1 競争入札に付する業務の内容

### 1 業務の名称

「令和4年度 第73回奈良県美術展覧会」運営業務

### 2 「令和4年度 第73回奈良県美術展覧会」の概要

(1) 開催期間：令和4年10月30日（日）、11月1日（火）～11月3日（木・祝）

（※令和4年10月31日（月）は休館日のため入場不可）

(2) 会場：奈良県文化会館（奈良市登大路町6-2）

※その他詳細は仕様書を参照

### 3 業務の概要

「令和4年度 第73回奈良県美術展覧会」開催にかかる搬入、鑑審査、展示、搬出準備、搬出・撤収等の業務

### 4 業務期間

契約締結の日から令和4年11月5日（土）まで

### 5 発注者

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県美術展覧会実行委員会事務局（奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課内）

電話：0742-27-8917（ダイヤルイン）

FAX：0742-27-8481

電子メール：bunka@nara-arts.com

### 6 入札方法

入札は、「令和4年度 第73回奈良県美術展覧会」運営業務の総額で行い、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額により落札者を決定します。入札書に記載された金額から保険料に相当する額を減じた金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）に保険料に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。

## 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この業務の入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (4) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加有資格者で、「Q7 諸サービス」に登録のある者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせること。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (5) 本件業務と同様の業務であって、日本画・洋画・彫刻・工芸・書芸・写真の6部門すべてを取り扱い、応募総点数600点以上の公募美術展の運営実績があること。
- (6) 国又は地方公共団体（地方公共団体の組織内に事務局がある団体も含みます。）から、契約金額100万円以上（消費税及び地方消費税を除きます。）の業務を、平成29年4月1日以降に受託し、履行した実績を有すること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (8) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなします。
- (10) 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
- (11) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑



に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記条件に該当する団体）でないこと。

(12) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）でないこと。

(13) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

(14) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。

(15) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。

(16) (14) 及び (15) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

### 第3 入札日程等

#### 1 入札日程等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所
入札説明書の交付	令和4年 9月 2日（金） ～ 令和4年 9月16日（金）	<掲載ホームページアドレス> <a href="http://www.pref.nara.jp/1642.htm">http://www.pref.nara.jp/1642.htm</a> <事務局で交付> 奈良県美術展覧会実行委員会事務局 (奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課内) 〒630-8501 奈良市登大路町 30
仕様書等の交付	令和4年 9月 2日（金） ～ 令和4年 9月16日（金）	<掲載ホームページアドレス> <a href="http://www.pref.nara.jp/1642.htm">http://www.pref.nara.jp/1642.htm</a> <事務局で交付> 奈良県美術展覧会実行委員会事務局 (奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課内) 〒630-8501 奈良市登大路町 30
入札説明会	実施しません。	—

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所
仕様書等に関する質問※ の受付 ※様式第1号「質問票」 によること	令和4年 9月 9日（金） 午後5時まで <u>電子メール又はFAXによ</u> <u>る。</u> ※送付後、電話にて到着確認 を行うこと。	<送付先> 奈良県美術展覧会実行委員会事務局 ・電子メール：bunka@nara-arts.com ・FAX：0742-27-8481
質問に対する回答 ※奈良県文化・教育・く らし創造部文化振興課ホ ームページに掲載しま す。	令和4年 9月13日（火） （予定）	<掲載ホームページアドレス> <a href="http://www.pref.nara.jp/1642.htm">http://www.pref.nara.jp/1642.htm</a>
一般競争入札参加表明書 等※の提出 ※様式第2号「一般競争 入札参加表明書」、様式 第3号「契約履行実績報 告書」	令和4年 9月16日（金） 午後5時まで <u>電子メール又はFAXによ</u> <u>る。</u> ※送付後、電話にて到着確認 を行うとともに、 <u>原本を事務</u> <u>局まで郵送又は持参してくだ</u> <u>さい。</u>	<提出先> 奈良県美術展覧会実行委員会事務局 （奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課内） 〒630-8501 奈良市登大路町30 ・電子メール：bunka@nara-arts.com ・FAX：0742-27-8481
競争入札参加資格の確認 結果通知書の発送	令和4年 9月20日（火） （予定）	※電子メール又はFAXによる。
競争入札参加資格を有し ない理由の説明請求期限 （確認結果通知書を持参 して請求すること）	競争入札参加資格確認結果通 知日から起算して3日以内	奈良県美術展覧会実行委員会事務局 （奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課内） 〒630-8501 奈良市登大路町30
競争入札参加資格を有し ない理由の説明	上記請求を受けた日から起算 して3日以内	—
郵便による入札の場合の 入札書の提出期限	令和4年 9月28日（水） 午後5時まで ※ <u>書留郵便に限ります。</u>	奈良県美術展覧会実行委員会事務局 （奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課内） 〒630-8501 奈良市登大路町30
入開札※の日時及び場所 ※様式第4号「入札書」 （代理人による入札の場合） ※様式第5号「委任状」	令和4年 9月29日（木） 午後1時30分	奈良県庁入札室（県庁主棟6階） 〒630-8501 奈良市登大路町30

上記の期間は、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日及び正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとします（別途、期限の指定があるものを除きます）。

## 2 入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。

## 3 郵便による入札

入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、**書留郵便**とし、封筒の表面に『「令和4年度 第73回奈良県美術展覧会」運營業務の委託に係る入札書』と朱書きして、令和4年9月28日（水）午後5時までに、第1の5に示す場所に到着するようにしてください。

## 第4 その他

### 1 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

### 2 入札保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条の定めに準じます。

### 3 契約保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条の定めに準じます。

### 4 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、競争入札参加資格確認書類（※様式第2号「一般競争入札参加表明書」、様式第3号「契約履行実績報告書」及び添付書類）を令和4年9月16日（金）午後5時までに第1の5に示す先に電子メール又はFAXにより提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。なお、競争入札参加資格確認書類をメール又はFAXにて送信した後、電話にて受信確認を行うとともに、その原本を事務局まで郵送又は持参してください。
- (2) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

### 5 入札の無効

この入札公告に示した競争入札に参加するために必要な資格のない者の行った入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

### 6 契約書作成の要否

要します。

### 7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

## 8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が(1) から (5) までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除く。）において、当実行委員会が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 9 契約の解除

契約締結後、契約者について8の(1) から (7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当実行委員会に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、契約者に損害賠償義務が生じます。

なお、8の(1)、(3)、(4) 及び (5) 中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 10 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。